

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

日本自動車部品工業健康保険組合

作成・最終更新日

令和6年12月6日

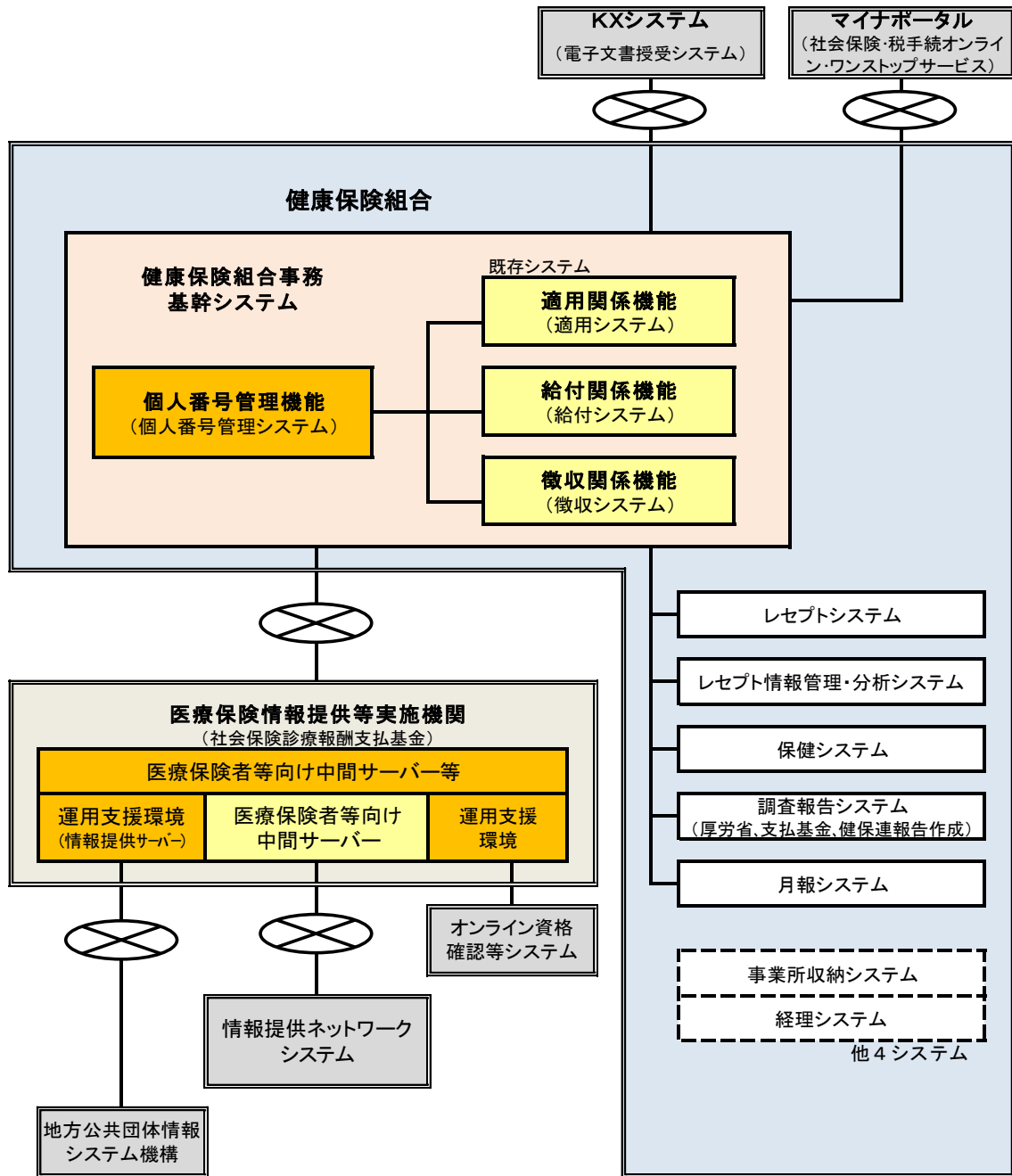
担当部署

日本自動車部品工業健康保険組合 総務課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	【番号利用】 ・番号法第9条 第1項(利用 範囲) 別表 項番2 ・住民基本台帳 法第30条の9 (国の機関等 への本人確認 情報の提供) 【情報連携】 ・番号法第19条 第8号に基づく 利用特定個人 情報の提供に 関する命令 第2条の表2、 6、…173の項 及び同命令 第4条、第8条 …第175条 ・健康保険法 第205条の4 第1項及び第 2項	適用、給付及び徴 収関係事務	1. 健康保険組合事 務基幹システム(以 下「基幹システム」 という) 2. 医療保険者等向 け中間サーバー等 (以下「中間サー バー等」という) 3. KXシステム(電 子文書授受システ ム)	○	令和6年12月6日	2025年	下半期	重点	令和6年12月6日	2025年	下半期	しきい値判断結 果の変更により 重点項目評価を 実施、及び番号 法等の改正と KXシステム(電 子文書授受シス テム)利用開始 による変更	日本自動車 部品工業健 康保険組合 総務課

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	健康保険組合事務基幹システム（個人番号管理システム） 医療保険者等向け中間サーバー等
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	健康保険組合事務基幹システム（適用システム、給付システム、徴収システム）

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	事業所収納管理システム 経理システム その他 4システム
ネットワークが論理的に分離しているシステム	下記のシステムは、個人番号を持っているシステムとはネットワークをVLANやSDN等により論理的に分離し個人番号へのアクセスを制御している。 ・レセプトシステム、レセプト情報管理・分析システム ・保健システム ・調査報告システム(厚労省、支払基金、健保連報告作成) ・月報システム
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	なし